

食の安全・安心の確保施策実施予定(平成30年度)

基本方針1 生産から販売までの安全性の確保

施策の方向1 生産段階での安全確保

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	計画の目標		
					取組指標	目標値	具体的な取組や予定
(1) 畜産物の安全確保対策	1	生産段階における飼養衛生管理対策	農水(畜産)	畜産農家へ定期的に立ち入り、飼養衛生管理基準の遵守等を指導するとともに、家畜の伝染病の早期発見、早期通報を徹底する。	畜産農家飼料給与監視	140件	給与飼料薬品の適正使用指導
					牛農場立入	全農場各2回	病原体の進入防止対策指導
	2	高病原性鳥インフルエンザ防疫対策	農水(畜産)	養鶏農場へ定期的に立ち入り、衛生対策の指導を継続して、発生防止に努める。また、モニタリング検査を実施し、早期発見に努める。発生時を想定した対応訓練を実施し、蔓延防止を行う。	養鶏農場立入	全農場各3回	病原体の進入防止対策指導
					鳥インフルエンザモニタリング検査の実施	45戸 2,100羽	定点での毎月調査の実施
	3	生産段階からと畜段階におけるBSE対策	農水(畜産)保福(生衛)	飼料製造会社や畜産農家等への監視指導を行うとともに、と畜場における特定部位の除去を徹底する。			と畜場で特定部位の適切な除去指導
	4	と畜場における枝肉等の汚染防止対策	保福(生衛)	と畜場へのHACCPの導入を支援するとともに、腸管出血性大腸菌等による汚染防止対策の徹底を指導する。	と畜場及び食鳥処理場のHACCP導入	全施設導入	HACCP導入支援の実施
	5	食鳥処理場における食鳥と体の汚染低減対策	保福(生衛)	食鳥と体(と殺し羽毛を除去したもの)のカンピロバクター汚染実態を把握し、HACCPの導入支援を進め、食鳥と体の汚染低減対策を実施する。	食鳥処理場の監視指導	大規模施設各2回 小規模施設各1回	食鳥処理場の計画的な立入指導
6	野生鳥獣害処理場における適正処理対策	保福(生衛)	野生鳥獣肉処理場に対し、適正な受け入れ体制及び衛生管理の徹底について指導する。			野生鳥獣肉処理場への立入指導	

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	計画の目標		
					取組指標	目標値	具体的な取組や予定
(2) 農林産物の安全確保対策	7	GAPの導入推進	農水 (農産)	導入産地数の拡大を図るとともに、制度や事例を紹介する研修会の開催など、レベルアップに向けた技術指導の支援を行う。	GAP推進の導入産地	50産地 (累計)	GAP導入メリット等を紹介する研修会を開催し、導入産地の拡大を図る。モデル産地へは取組内容のレベルアップを支援する。
	8	農薬の安全、適正使用の指導	農水 (農産)	「農薬管理指導員」の認定研修会を実施し、農薬の適正使用を徹底する。また、農業者、防除業者等に対し農薬使用基準の遵守、飛散防止対策を徹底するとともに、農薬危害防止運動の実施等により、農薬の流通・使用における適正な取扱いを図る。	農薬管理指導員認定研修会開催数	6回	農薬の適正な取扱いを図るため、「農薬管理指導員」の認定研修会を開催する。
	9	米トレーサビリティ法への対応	農水 (農産)	不適切な取扱いの通報等に対し、関係機関と連携して米穀事業者立ち入り、適正な取扱いを指導する。			法に係る食品表示等の点検、取引記録の確認のための立入検査を実施する。
(3) 水産物の安全確保対策	10	養殖衛生管理体制の整備	農水 (水産)	魚類防疫講習会や養殖場への定期パトロール等により水産用医薬品の適正使用の指導をする。また、出荷前の医薬品残留検査等を行う。	養殖衛生管理について指導する経営体数の割合	100% 全経営体 各1回	養殖業者に養殖衛生指導を実施予定
	11	貝毒発生モニタリング調査	農水 (水産)	貝毒原因プランクトンの発生状況を確認するとともに、カキ、アサリを対象に貝毒検査を行う。貝毒原因プランクトン及び貝毒が一定基準を超えた場合は、消費者への注意喚起や生産者への出荷自粛等を指導する。	貝毒発生モニタリング調査	麻痺性貝毒34検体 貝毒原因プランクトン940回	貝毒検査を実施予定 貝毒プランクトン調査を実施予定
	12	カキのノロウイルスモニタリング調査	農水 (水産)	定期的にノロウイルス検査を実施するとともに、漁協等が行う自主検査に対して支援を行う。検出された場合は関係機関へ注意喚起を行い、生食用出荷の自粛を指導する。	カキのノロウイルスモニタリング調査	140検体	ノロウイルス検査を実施予定

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	計画の目標					
					取組指標	目標値	具体的な取組や予定			
施策の方向2 製造から販売段階での安全確保										
(4) 食中毒対策の強化	13	全般的な食中毒対策	保福(生衛)	食品事業者に対し、施設の衛生管理、二次汚染の防止等、食中毒を予防するための指導を行う。また、催事行為については、適切な提供メニュー、衛生管理等の指導を行う。	一般監視目標件数達成率	100%以上	100%以上			
					大量調理施設の一斉取組み監視目標件数達成率	100%以上	100%以上			
	14	リスクの高い食中毒対策	保福(生衛)	<ul style="list-style-type: none"> ・腸管出血性大腸菌による食中毒対策 飲食店等に対し、牛レバー及び豚の食肉の生食用としての提供の禁止等について、監視指導を徹底する。加熱工程のない食品の製造、加工等を行う事業者への監視指導を強化。 市販の食肉や野菜類、そうざい類の検査を行い、安全性を確認する。 ・カンピロバクターによる食中毒対策 飲食店に対し、鶏刺し、鶏生レバー等の生食料理のリスクを認識させ、生又は加熱不十分な状態で提供しないよう指導する。 また、若い世代を中心にカンピロバクターのリスクについて、周知を行う。 ・ノロウイルスによる食中毒対策 給食施設や弁当・仕出し屋に立ち入り、大量調理施設衛生管理マニュアルに沿った食品の中心部までの十分な加熱等について指導する。 また、飲食店などを対象に期間を定め集中的に立ち入り、従事者に対する衛生管理などについて指導する。 			各保健所で立入指導予定 腸管出血性大腸菌等汚染実態調査(試買検査)実施予定			
										衛生講習会等で周知を行う
15	その他の原因による食中毒対策	保福(生衛)	細菌性食中毒については夏期を中心に食品関連事業者等に対し啓発を行う。寄生虫や自然毒による食中毒については、対象者を明確にして啓発を行う。			食中毒予防チラシ作成予定				

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	計画の目標		
					取組指標	目標値	具体的な取組や予定
(4)食中毒対策の強化	16	学校給食を原因とした食中毒、アレルギー事故の防止対策	教育 (保体)	県所管の学校給食においては、文部科学省の学校給食衛生管理基準等に基づき衛生管理に努め、アレルギー除去食は文部科学省の対応指針に基づいて対応し、安全な給食の提供を行う。	学校給食における食中毒及び調理工程を原因としたアレルギー事故の発件数	0件 (累計)	給食調理者等の対して研修会等を通して衛生講習を行い、安全な給食の提供を行う。
	17	食中毒注意報の発令	保福 (生衛)	食中毒注意報を発令し、食中毒予防の注意喚起を行う。			気象条件等により発令予定
	18	食中毒の断定や汚染経路等の究明を図るための検査法の開発等	保福 (生衛)	遺伝子解析の活用、微量なノロウイルス検出検査の実用化、食中毒の迅速検査法の開発等を行う。			遺伝子解析の活用、微量なノロウイルス検出検査の実用化、食中毒の迅速検査法の開発等を行う。
(5)不良食品の排除	19	重点的な監視指導の実施	保福 (生衛)	特に大規模な製造者等に対しては、衛生管理が徹底されているか、基準、規格が遵守されているか等の管理体制を確認するなど重点的な監視指導を行う。	重点監視目標件数達成率	100%以上	食品製造事業者のうち、特に大規模な製造業者を重点監視対象施設として選定し、計画的な監視指導を行う。
	20	試験検査の実施	保福 (生衛)	県内流通食品が基準や規格、衛生規範に適合しているか、検査を実施することにより、不良食品の発見、排除に努める。 また、製造者に対しても、検査を実施し、基準や規格、衛生規範に適合した食品が製造されているか確認する。	収去検査目標件数達成率	100%以上	収去検体数4,899件を予定 (岡山市・倉敷市を含む)

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	計画の目標		
					取組指標	目標値	具体的な取組や予定
(5) 不良食品の排除	21	健康食品の医薬品成分含有検査の実施	保福 (医薬)	国の委託事業で実施している買上検査に加え、県独自の買上検査を実施し、医薬品成分を含有した健康食品の排除に努める。	健康食品買上検査件数(県独自)	6件	医薬品成分の混入した食品が流通していないか、県内に流通している健康食品の買上検査を行う。
	22	有害物質の汚染実態調査の実施	保福 (生衛)	食品中の有害物質の汚染実態調査を継続して実施する。	有害物質の汚染実態調査件数	62件	食品中に残留する農薬、動物用医薬品や食品中の有害物質の汚染実態調査を継続して実施する。
(6) 適正な表示の確保	23	食品表示法の周知及び相談対応	県生 (安心) 農水 (農産・畜産・林政・水産) 保福 (生衛)	表示を行う事業者に対し、食品表示法の表示制度を周知するとともに、事業者からの相談には各担当課が窓口となって対応する。			(安心)販売店を対象とする食品表示法に基づく食品表示基準に適合した表示の遵守状況調査を実施する際に周知を図る。 (農水)食品表示研修会の開催 (生衛)衛生講習会等で適宜周知予定
	24	表示を行う事業者への監視指導	県生 (安心) 農水 (農産・畜産・林政・水産) 保福 (生衛)	製造施設や販売店へ立ち入り、適正な表示が行われているかなどを確認する。また、原産地偽装などの通報等に対しては、必要な調査を行い、事実関係に基づいて厳正に対処する。	食品表示法に基づく適正表示の調査店舗数	200店舗	(安心)販売店(目標は104店舗)を対象とする食品表示法に基づく食品表示基準に適合した表示の遵守状況調査を実施する。 (農水)食品表示等の点検及び指導 (生衛)夏期、年末食品一斉取締り期間で大型販売店を対象に実施予定
	25	試験検査による表示の点検	保福 (生衛)	県内流通食品については、検査によって添加物等の表示が適正に行われているか確認する。	試験検査目標件数達成率(表示確認のための検査)	100%以上	275件の試買検査を予定

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	計画の目標		
					取組指標	目標値	具体的な取組や予定
	26	医薬品的な効能効果を標榜した健康食品等への対応	保福 (医薬)	医薬品的な効能効果を標榜した店頭表示や広告の監視等により、不適切な表示や広告の改善を指導する。	健康食品広告等の 確認件数	300件	医薬品的な効能効果を標榜した健康食品 広告への対応、監視を実施する。
(7) H A C C P による 自主 管理 の 促進	27	自主管理の定着のための指導・助言	保福 (生衛)	食品等事業者の意識の高揚を図り、施設設備の衛生管理、食品等の衛生的取扱いなど自主管理が定着するように指導・助言を行う。			食品等事業者に対する監視指導や各種講習会等を通じ、適切な自主管理について指導する。
	28	HACCP導入の支援	保福 (生衛)	飲食店等に対して、衛生管理計画の策定について支援を行う。また、HACCP導入に必要な基礎知識を普及する研修会等を行う。	食品等事業者におけるHACCP導入率	経過措置期間 終了時100%	食品等事業者を対象として研修会を実施し、HACCP導入を支援する。
	29	県民へのHACCPの普及	保福 (生衛)	HACCPに関する内容について、県民向けの衛生講習会のテーマとするなどし、県民のHACCPの認知度を向上させる。	「HACCPの言葉も内容も知らない」と答えた割合	県民意識調査 35.0%以下	衛生講習会、HACCP研修会等で普及啓発 予定
	30	食品衛生責任者のHACCP推進の人材への育成	保福 (生衛)	食品衛生責任者を対象に、スキルアップ研修を行い、各施設でHACCPの導入や運用、従事者への教育等ができる人材に育成する。	食品衛生責任者スキルアップ講習会受講者	1,500人 (累計)	スキルアップ研修会でHACCPによる衛生管理の内容を入れて実施予定
	31	業界団体と協働によるHACCPの推進	保福 (生衛)	(一社)岡山県食品衛生協会と協働して、食品衛生指導員に対し、HACCPの考え方を普及し、食品業界全体へのHACCP導入の促進を図る。			巡回指導委託で実施予定

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	計画の目標		
					取組指標	目標値	具体的な取組や予定

基本方針2 安心の定着に向けた信頼性の確保

施策の方向3 県民の健康の保護

(8) 県民からの相談・申出対応	32	食の安全相談窓口での対応	県生(安心) 保福(生衛)	窓口を県民へ周知するとともに、県民からの相談や問合せには丁寧に対応し、県民の安心につなげる。	「食の安全相談窓口、食品表示110番の設置」の施策を知らない割合	県民意識調査 20.0%以下	(安心)研修会や会議の場で周知を図る。 (生衛)衛生講習会などで周知を図る。
	33	健康危害の申出への対応	保福(生衛)	食品等による健康危害等の申出を受けた場合は、速やかに調査を行い、被害の拡大防止措置を講じるなど適切に対応する。			申出に対し、保健所で調査等を行い対応する。
	34	食品表示110番での対応	県生(安心)	県民からの食品表示に関する様々な問合せや偽装表示など表示に関する情報を受付ける。また、窓口について、県民へ周知を行う。			
(9) 健康危害情報の公表	35	食品の回収等の情報の公表	保福(生衛)	自主回収の着手情報や他自治体で発生した事件に関係する食品が県内流通している場合は、情報を迅速に公表し、健康危害の発生防止に努める。			該当事例発生時、迅速に公表を行う
	36	行政処分や違反者等の公表	保福(生衛)	回収命令等の行政処分を行った際に、食品衛生上の危害の発生を防止する観点から公表を行う。			該当事例発生時、迅速に公表を行う
	37	食の安全を揺るがす事態に対する正確な情報の公表	県生(安心) 農水(農産・畜産・林政・水産) 保福(生衛)	事件や事故の情報を探知した場合は、迅速に対応し、正確な情報を伝えることで、健康危害の発生や拡大の防止に努める。 さらに、風評被害の発生も避けられるため、食の安心に与える影響を最小限に抑えることができる。	「健康に重大な危害を及ぼす食品の情報公表」の施策満足度	県民意識調査 70.0%以上	該当事例発生時、迅速に公表を行う

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	計画の目標		
					取組指標	目標値	具体的な取組や予定

施策の方向4 情報の共有

(10) 県民への 衛生教育	38	食の安全に関する知識の普及啓発	保福 (生衛)	肉の生食や自然毒による食中毒の危険性など、食に関する科学的根拠に基づいた知識等を活用し、衛生講習会等の場で普及啓発に努め、県民の正しいリスク認識につなげる。	食の安全に関する知識の普及啓発を行う衛生講習会の回数	130回	各保健所で実施予定
	39	「見える化」教材を活用した普及啓発	保福 (生衛)	参加者が普段見えないものを「見える化」し、体験できる教材や媒体を用いた講習会を実施し、衛生知識の普及啓発を行う。	体験型講習会受講者数	2,300人	各保健所で実施予定
	40	食品表示に対する県民の理解の促進	県生 (安心) 農水 (農産・ 林政・ 水産) 保福 (生衛)	県民が、表示内容を正しく理解できるよう食品表示に関する知識の普及を行う。	/	/	(安心)講習会等で普及啓発を行う。 (農水)食品表示研修会の開催 (生衛)各保健所で実施予定
(11) 食の安全・ 安心情報の 提供	41	情報発信手段の充実等	保福 (生衛)	ホームページの掲載内容の充実や、広報紙、街頭キャンペーン(スーパー等でのチラシ配布、広報車巡回)など様々な情報発信手段の活用により、効果的に情報を提供する。	食の安全・安心情報の配信回数	150回 (累計)	街頭キャンペーンの実施
	42	食の安全サポーターへの情報提供等	保福 (生衛)	食の安全サポーター登録団体等へ、食の安全・安心情報を提供し、サポーターは、所属で情報を共有することで、正しい知識の習得や理解を深める。	食の安全サポーター登録団体数	120団体 (累計)	講習会等で周知を図る。
					食の安全サポーター情報配信回数	30回 (累計)	食の安全・安心に関する各種情報や、食の安全に関するイベント等に関する情報を配信する。

基本 施策	No.	施策展開	部局	取組内容	計画の目標		
					取組指標	目標値	具体的な取組や予定
施策の方向5 相互理解の推進							
(12) リス クコ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン の 推 進	43	リスクコミュニケー ション事業の実施	保福 (生衛)	国の機関と連携して事業実施するとともに、リス クコミュニケーター提案型の活動に対する支援 を行う。テーマについては、県民意識調査を参 考に取り組む。	リスクコミュニケー ション事業実施回数	50回 (累計)	生活衛生課及び各保健所で実施予定
	44	リスクコミュニケー ションの場や機会の 提供等	保福 (生衛)	関係者が情報提供や意見交換するための場や 機会を提供するとともに、活動を行う者に対す る支援を行う。			リスクコミュニケーション活動を行う者に対す る支援を行う。
	45	リスクコミュニケー ションの地域への波 及	保福 (生衛)	意見交換会等の参加者から周囲へ輪が広がる よう働きかけや資料の提供等の取組を行う。	リスクコミュニケー ション事業参加者か ら県民への伝達実 施回数	250回以上 (累計)	意見交換会等の内容をまとめた資料を参加 者及びリスクコミュニケーターに提供する。
	46	科学的な視点のた めの普及啓発	保福 (生衛)	県民を対象とした衛生講習や情報提供等の機 会をとらえて、食品とリスク等について分かりや すく説明し、科学的な視点に立ったリスクコミュ ニケーションを実施する。			各保健所で実施予定
	47	食品関連事業者等 の支援	保福 (生衛)	食品関連事業者のリスクコミュニケーションの取 組みを促す。また、食品関連事業者等がリス クコミュニケーションに取り組めるよう、資料や情報 を提供するなどの支援を行う。			リスクコミュニケーション活動を行う者に対 し、個別に支援を行う。
(13) 食の 安全 ・食 育推 進協 議会 の運 営	48	食の安全・食育推進 協議会の運営	保福 (生衛)	協議会を定期的で開催し、協議会委員から施 策や取組に対する意見や提言を施策に反映さ せる。			岡山県食の安全・食育推進協議会を開催 し、協議会委員から意見等を聴く。
	49	相互理解の促進に 向けた取組	保福 (生衛)	協議会委員が平素から取り組んでいる活動に ついて、マッチングを図ることにより、相互理 解の推進に向けた取組が活性化されるように努 める。			協議会等を通じて、協議会委員所属団体 同士の活動に対する理解を深め、マッチ ングを図る。